

消費生活

改正貸金業法がスタート

消費生活

相談室

あなたは大丈夫ですか？

ノンバンク業態のローン・キャッシング（消費者金融など）は、貸金業法で規制されています。

平成18年12月に公布された改正貸金業法が、本年6月18日に完全施行されました。改正貸金業法は、「多重債務問題」などへの対応策として成立した法律で、貸金業者の業務の適正化のために様々な規制が盛り込まれています。今回は改正されたポイントを説明します。

ローン・キャッシング(借入れ)のルールが大きく変わりました！



改正貸金業法は個人の方の借り過ぎを防ぐために総借入残高が年収の3分の1を超える新規の借入れを原則として禁止する総量規制などが導入され、6月18日以降は次のような取り扱いになりました。これらの個人向けローン・キャッシングを利用されている方は、注意が必要です。

1 借入総額が、原則、年収の1/3までに制限されます

現在、年収の3分の1を超える借入れがある方は、借入総額が年収の3分の1未満になるまで新たな借入れができなくなりました。複数社から借入れがある場合は、それぞれの借入れの合計額で判断されます。ただし、住宅、自動車ローンやクレジットカードによるショッピングなど、制限の対象外となる取り引きもあります。

2 一定額以上の借入れでは、年収を明らかにする書面が必要となります

次の場合には、年収を明らかにする源泉徴収票や給与支払明細書など

の書面の提出が必要となり、提出しない場合、新たな借入れができなくなります。
① 貸金業者1社の利用額が50万円を超える場合
② 複数の貸金業者からの利用額の合計が100万円を超える場合

3 個人事業主の借入れには、決算書等の書類が必要で

個人事業主に対する貸付けは総量規制の例外ですが、借入れにあたっては、定められた様式による事業・取支・資金計画書を作成したり、事業所得に関する証明書（確定申告書など）が必要になる場合があります。

4 専業主婦(夫)の方は、配偶者の同意が必要になります

専業主婦(夫)の方は、新たな借入れから配偶者の方の同意書・住民票などの証明書類の提出が必要となりました。また、専業主婦(夫)の方の借入総額は、配偶者の借入れと合計して、ご本人と配偶者の年収の合計の3分の1を超えない範囲内に制限されます。

5 個人の信用情報の登録が必要になります

個人の信用情報について、指定信用情報機関への登録が義務付けられました。登録にあたっては、運転免許証などの本人確認書類が求められます。

6 新たな借入れの金利は20%以下になります

出資法の上限金利が、年29.2%から利息制限法の上限金利と同じ20%に引き下げられました。この結果、新たな借入れの上限金利は、利息制限法に基づき、借入金額により20.5%となります。

借入れや返済のお悩みは...

熊本県消費生活センター

☎096-333-0999
(平日9～17時)

九州財務局多重債務相談窓口

☎096-351-0150
(平日9～12時・13～17時)

親子の「コミュニケーション」講座

子どもを生み、自立した大人への育成とは(36回)

二人の人間を生み、養い、社会の中で自立した一人になるまで育てる。これが親の役割です。親は子どもの成長に大きな責任があります。そのためにも必要なのがコミュニケーション能力です。ここでは親と子のコミュニケーションのとり方についてアドバイスします。

【今月のテーマ】

「自分流」の生き方を共有しよう



親業訓練インストラクター 津川 育子

「仕事アホらしく感じた君、おめでとう！人生の転機です！こんな厳しい時代だからこそ、仕事に疑問を持ち、見直す事で改めて次の一歩を考えることが大事なのです」

これは、「仕事がつまらない君へ」という本の帯に書かれている文章です。この本によれば、つまらない仕事への対処法は次の3つに分ける事が出来るらしいのです。

- 1. そういうものだと諦める
- 2. 転職する
- 3. 考え方を換え、面白くする

冒頭の言葉でわかる通り、この本は、この3つの中の「3」にスポットをあてた内容となっています。そもそも、「仕事＝夢」とした場合の夢の見つけ方には、大きく分けて2つのタイプが存在します。

「狙い球を打つ（初めから夢を見つけている）」タイプと、「来た球を打つ（懸命に取り組むうちに夢となる）」タイプ。前者は少数派。大多数の人は、後者に当てはまるのではないのでしょうか。

しかし、どちらのタイプで選択した仕事であれ「楽しさ創造力」は必要不可欠だと、この本には書かれていました。

確かに、その通りです。仕事というのは、就いたら終わりではなく、就いてからが始まりなのです。そんな仕事の中で、楽しさを自ら見出し、創造していく事。これが、おそらく仕事を「つまらない」から「楽しい」に変える一番の原動力となるでしょう。

今回は本の紹介になってしまいましたが、実はこの著者である小林英二氏と仕事で一緒にさせていただく機会に恵まれました。この本を読んで自分が感じた感想をお話させていただいたら、小林氏が「この本は、二人の娘へ書いたものなんです」とおっしゃったのです。

そこで、私は納得しました。この本を読んで、心地よい充足感を感じる事が出来たのは、文章のそこかしこに散りばめられている優しさや思いやりの心があつたからなのでしょう。

きっと、まだ小学生のお嬢さんが、仕事に就く年齢になった時、思い悩み、苦しんだ時に、コンサルタントとしての自分からのアドバイス、この本に込められたのでしょ。

私たちは、アドバイスしたいこと、自分の人生において大事にしている価値観など子どもに伝えたいことを、ちゃんと知っているでしょうか？自分のそれと違つたときに、くどくど言つても、かえって聞く耳は持たないでしょう。

例えば、卵焼きの美味しい作り方とか、季節ごとのクローゼットの片付け方とか、または綺麗なガーデニングのこだわりとか、人の噂話のときその場所にはいないと決めておくとか。自分流を、伝えていきたいものですね。自分に「自分流」があるのと同じに、子ども達にも「自分流」がある事を理解し、そのどちらも共有できたらいいですね。



(筆者プロフィール) 親業訓練インストラクター。大学卒業後、二子学館、近代経営研究所などの勤務を経て、平成10年10月人財育成サポートを設立。22年2月に法人化。親業の勉強会、講座を随時開講。熊本県民力レジェンズ主催講座サテライト教室子育て応援講座などの講師も勤めていた。県内各地での講演も多数。美里町教育委員。子どもは3人。著書として「愛の小箱」(夫の関病と家族模様)がある。

【問い合わせ】
☎096-342-9733
ikuko.t@eagle.ocn.ne.jp

FACE 古賀 幸子さん(51) 九州うまいものSachi 代表 (熊本市新市街) 新市街に九州各地の名物を提供する居酒屋をオープンしました。博多モツ鍋や鹿児島黒豚など九州各地の料理が味わえます。店内はLED照明を使用し、環境にも配慮した造りになっています。

FACE 松本 竜一郎さん(34) 旬家はちどり 代表 (熊本市下通1丁目) 下通1丁目に2店舗目をオープンしました。夏野菜や魚介類など季節の素材を生かしたシンプルな料理を提供しています。完全個室で、スタンドグラスの光が落ち着いた空間を演出しています。

FACE 中山 愛子さん(30) アイ・ブリーマ 代表 (熊本市健軍4丁目) 熊本市健軍4丁目目でエステティックサロンを運営しています。カウンセリングを行い、内面から美しくなりたいお手伝いができればと考えています。エステセラピスト養成にも力を入れていきます。

FACE 伊藤 典子さん(39) ハートフルヒューマンケアアソシエーション 熊本支部長 (熊本市上高橋2丁目) セラピスト養成講座や育児支援事業を行っています。ベビーマッサージは、親子の肌のふれあいを通して、愛情や絆を深め、赤ちゃんの免疫力の向上やリラックス効果が期待できます。親子のふれあいの大切さを伝えていきたい。